

平成30年6月6日施行



規制が適用されない環境下で、
革新的技術や事業の実証を後押し

新技術等実証円滑化 債務保証

金融機関からの借入をお考えの
中小・中堅企業等の方へ

たとえば...

自家用車による宅配便事業の
実証に必要な設備を導入したい

テレビ電話等の新技術等を用いた
遠隔服薬指導事業の実証に
必要な設備を導入したい

しかしながら

経営基盤が弱い、業歴が浅い等から資金調達がスムーズに進まない

中小機構は、中小・中堅企業等の方が金融機関から資金を借入れるとき、
債務保証を通じて応援します

特徴

最大50億円の借入に対応します(保証割合は50%)

■保証条件

対象事業者

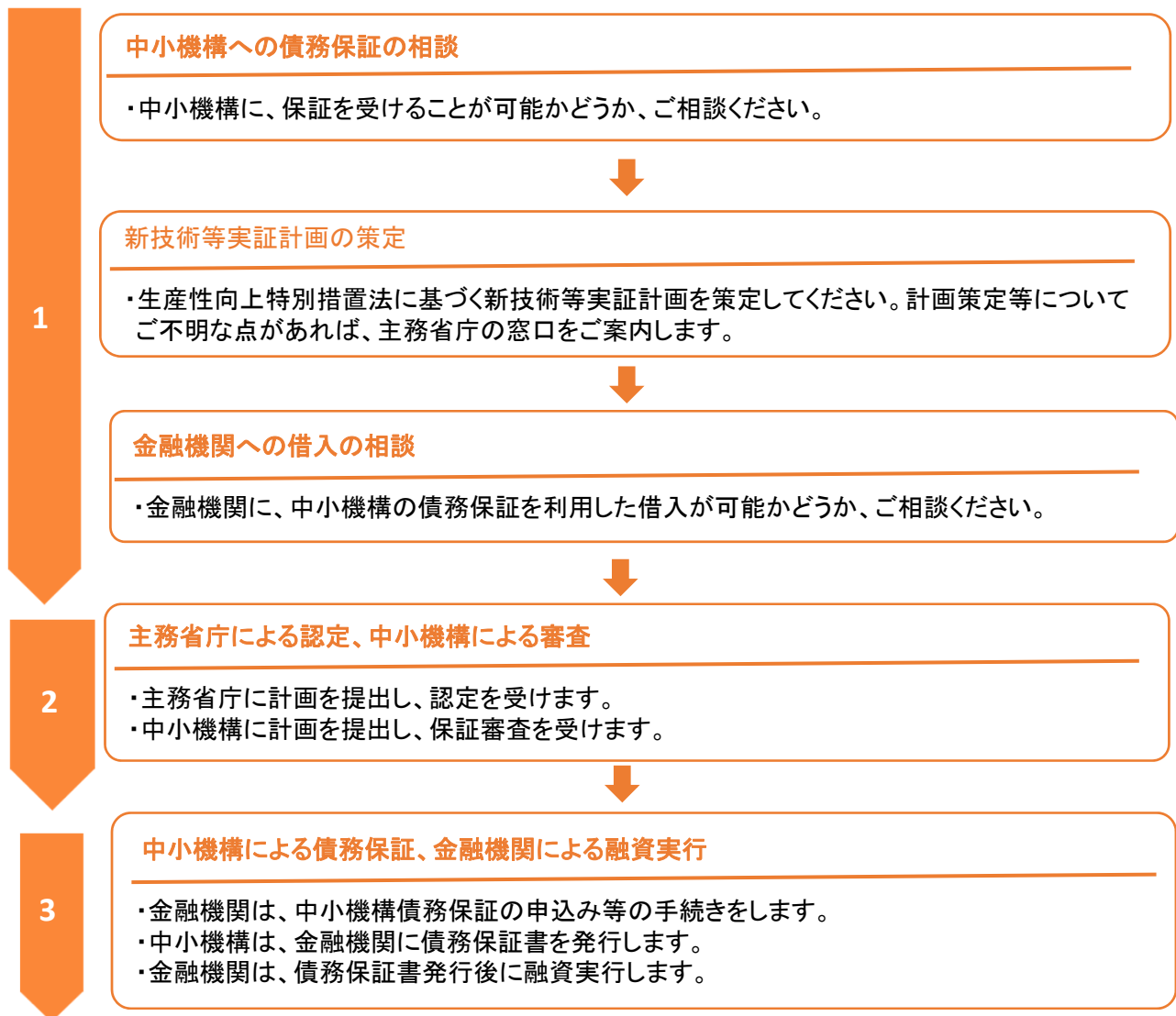
生産性向上特別措置法に基づく新技術等実証計画の認定を受けた事業者(注2)であって、信用保証協会等の保証を受けることが困難なもの(信用保証協会制度の対象外である場合や同制度の保証枠を使い切っている場合等)。

(注1)企業規模・業種による制約はありません。

保証料

年率0.4%

■ご利用の流れ



■注意事項 ・中小機構は、主務省庁による計画の認定審査とは別に、売上利益計画と資金計画の実現性について、債務保証の審査を行います。このため、主務省庁による計画の認定を取得しても、債務保証を受けられない場合があります。

お問い合わせ 独立行政法人中小企業基盤整備機構 ファンド事業部 事業基盤支援課
【住所】〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル
【TEL】 03-5470-1575

中小機構 債務保証

検索

